

日本一の農業産地を目指して

令和7年度 経営所得安定対策のあらまし

経営所得安定対策とは

担い手農家の経営安定のために、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業経営のセーフティネットとして、収入額の減少を補てんする交付金（ナラシ対策）を実施しています。

また、令和元年からは、収入の減少を広く補償する収入保険制度も実施しています。

さらに、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や畑地化を推進する水田活用の直接支払交付金等を実施しています。

米・大豆等を生産する農業者が、これらの対策を活用し、需要に応じた生産・販売に積極的に取り組み、農業経営の安定を図ることを目的としています。

※経営所得安定対策は国（農林水産省）の制度です

【主な注目ポイント（令和6年度からの変更点など）】

- 「水田活用の直接支払交付金」の助成内容（交付単価等）が変わります。（詳細は5ページ〜）
 - ・戦略作物助成における飼料用米の支援について、多収品種への転換を推進するため、一般品種の助成単価が令和8年度までに段階的に引き下げられます。（標準単価を毎年5,000円ずつ引き下げ）
- 令和7年度の基準単収は511kg/10aです。

※「産地交付金」は、3月1日現在で助成内容を調整中であるため、交付対象や単価等に未確定な内容があります。今後、新潟県との協議により、支援内容が確定した後、ホームページでのお知らせを予定しています。

1 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

主食用米などの対象品目の価格が下落した際に収入を補てんする保険制度です。

交付対象者

- 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）
- ※ 集落営農は、①規約の作成、②対象作物の共同販売経理、③農業経営の法人化、④農地の利用集積について、市の確認を受ける必要があります。

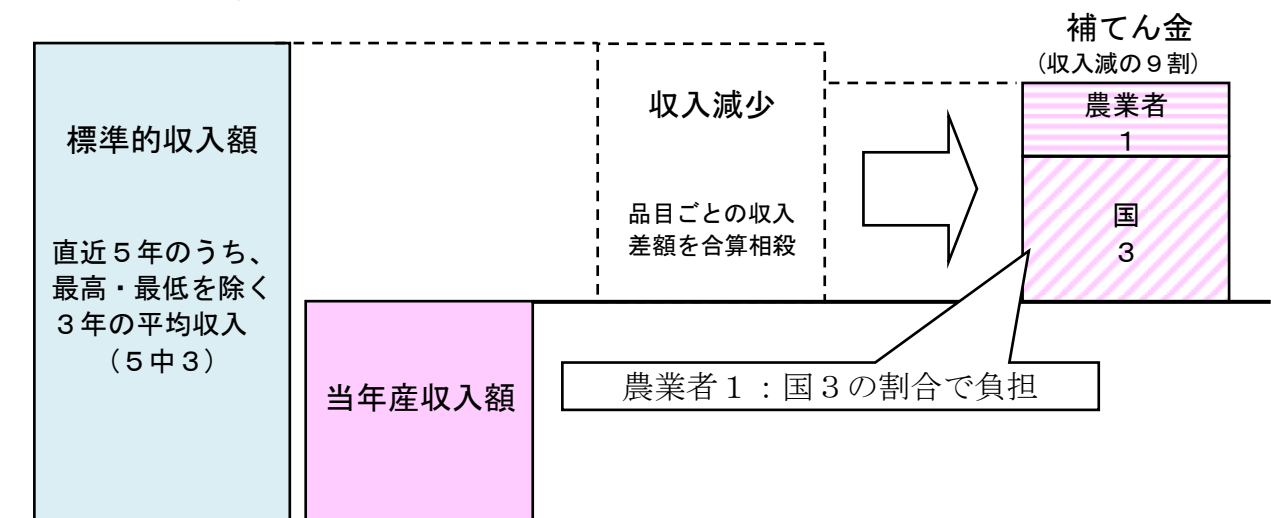
対象品目

- 主食用米（※）、大豆、麦
- ※ 6月末までに出荷契約又は販売契約を結び、翌年3月末までに出荷又は販売されたものが対象。実需者・卸への直接販売の場合は、6月末までに販売計画を作成し、翌年3月末までに販売契約を結ばれたものが対象。

補てん額

- 当年産の販売収入が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんします。
- なお、積立金は掛け捨てではありません。

【市町村単位で算定】



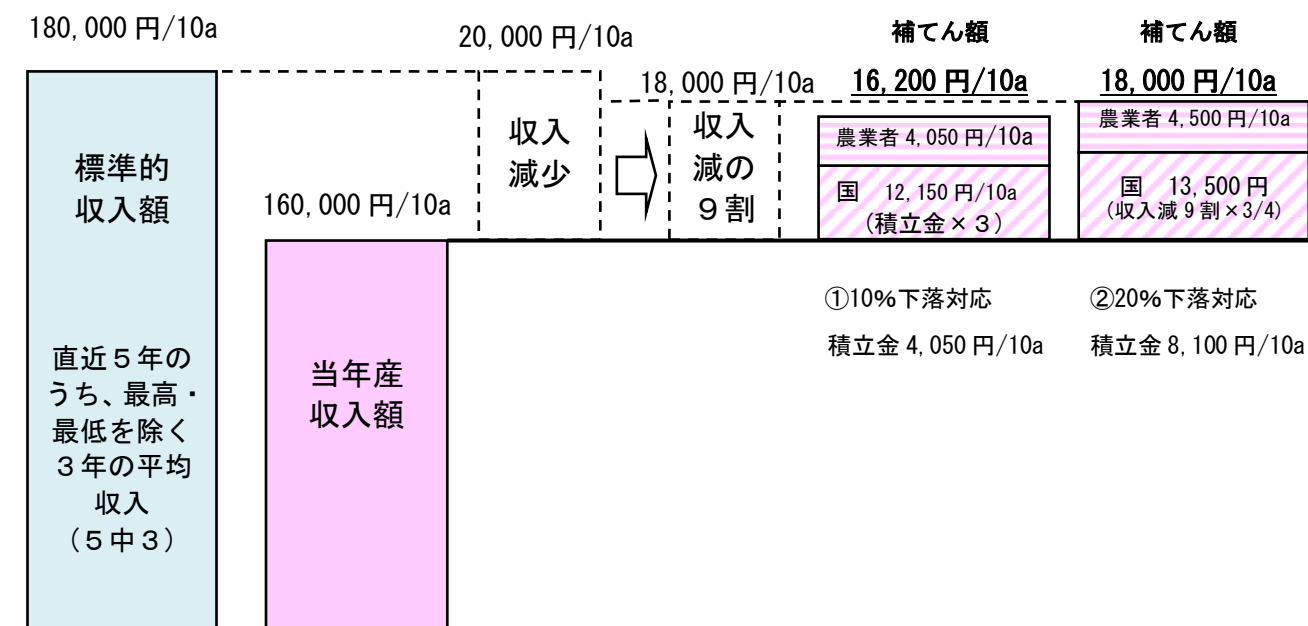
- 農業者は対策加入時に、標準的収入額の①10%下落まで対応できるコースと②20%下落まで対応できるコースのいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を拠出します。
- 補てんは、出来秋後3月までの価格をみて、6月末ごろに支払われる予定です。
- 国からの交付金額は、「収入減少額の9割×3／4」と「積立金の3倍」のいずれか低い額になります（農業者の積立金の3倍が上限です）。
- 主食用米の交付対象面積は、出荷販売数量（3等以上の数量）から換算した面積換算値を使用します。

収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）による補てんのイメージ （主食用米のみの場合）

【前提条件】

- 標準的収入額 180,000 円／10a
- 当年産収入額 160,000 円／10a（11%の下落）
- 積立金 ①10%下落対応 4,050 円／10a（標準的収入額×2.25%）
②20%下落対応 8,100 円／10a（標準的収入額×4.5%）

それぞれの額は、イメージです。



◆補てん金の交付申請【翌年4月1日～4月30日】

補てん金は、収穫した翌年の3月31日までに農産物検査を受け、出荷・販売した実績（生産実績数量）に基づき、支払われます。

※農産物検査を受けずに出荷・販売した場合も、条件を満たすことで交付対象となります。詳しくはご相談ください。

2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差による不利がある国産農産物（大豆、そば等）について、生産コストと販売額の差に相当する額を国が直接交付します。

【支払計算式】

品質区分別生産量（当年産の出荷・販売数量） × 交付単価（品質区分に応じた単価）

対象作物

- 大豆、そば、麦、なたね <田畑での作付が対象>

交付対象者

- 対象作物を販売目的で生産（耕作）する認定農業者、集落営農、認定新規就農者
- ※ 集落営農は、①規約の作成、②対象作物の共同販売経理、③農業経営の法人化、④農地の利用集積について、市の確認を受ける必要があります。

支払方法

- 数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額が当年産の生産面積に基づき面積払（営農継続支払）で先に交付されます。
- ※ 出荷・販売数量が明らかとなった段階で数量払の額を確定しますが、面積払の交付金を受けている場合は、面積払の交付金額を控除して数量払の交付金額が算定されます。
- ※ 算定された数量払の交付額が面積払の交付額を超えない場合、数量払の交付金額は0円となり、交付金は交付されません。

- 国があらかじめ対象作物ごとに10aあたりの基準単収を設定します。
（参考：令和6年産基準単収 大豆…160 kg/10a、そば…47 kg/10a）
- 対象数量が令和7年産基準単収の1/2に満たない場合は、数量払の交付申請時に理由書と、その証拠書類の提出が必要です。
- 減収の理由が、自然災害等の合理的な理由でない場合には、交付済みの面積払の交付金を返還していただくことになり、数量払も支払われません。
- 交付後に返還となる可能性が高いと判断される場合、生産量の確定後に低単収となった理由書等を確認の上、面積払の交付が判断されます。
- 捨てづくりが判明した場合は、当分の間、面積払の交付金を交付しないことを基本とします。

数量払の交付単価

大豆、そば等の畑作物は、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。また、交付単価は3年に一度見直すこととなっており、次回は令和8年度に改定を予定しています。

※ 大豆及びそばについては、農産物検査が必須であり、未検査品及び規格外品は出荷・販売または自家加工販売があっても、畑作物の直接支払交付金の交付対象から除外されます。

【大豆】（円/60kg）

品質区分（等級）		1等	2等	3等
普通大豆	課税事業者向け単価	10,360円	9,670円	8,990円
	免税事業者向け単価	10,770円	10,080円	9,400円
特定加工用大豆	課税事業者向け単価	8,310円		
	免税事業者向け単価	8,720円		

※ 等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

※ 特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

※ 黒大豆、種子用大豆は対象外

【そば】（円/45kg）

品質区分（等級）		1等	2等
そば	課税事業者向け単価	17,180円	15,070円
	免税事業者向け単価	18,010円	15,900円

※ 等級：容積重の違いや被害粒の割合で区分

※ 種子用そばは対象外

面積払（営農継続支払）の交付単価

対象作物	交付単価
大豆、麦、なたね	20,000円/10a
そば	13,000円/10a

大豆・そばの品質区分別生産量の確認書類

数量払の交付申請の際、品質区分別生産量の確認のため、次の書類が必要となります。

- ・ 出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書）
- ・ 品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写し）
- ・ 出荷数量を確認できる書類

3 水田活用の直接支払交付金

水田での食料自給率・自給力の向上を目的として、主食用水稻以外の作物を生産・販売する農業者に対して、交付金が国から直接交付されます。

- 交付対象者＝販売農家・集落営農（自ら加工し、当該加工品を出荷販売した場合も対象）
※集落営農は、規約・構成員名簿・総会資料・集落営農（代表者）名義の通帳の写しの提出が必要
※農作業委託により、委託先が出荷販売している場合は、委託先が交付対象者となる
- 作物の栽培では通常の肥培管理を行うこと。
- 出荷・販売等実績報告書兼誓約書（対象作物ごとに販売伝票の写し等添付）、作業日誌、作業受委託契約書の提出が必要です。
- 大豆・そばは、播種前に実需者等との出荷販売契約の締結が必要です。
- 加工用米や新規需要米（米粉用米、飼料用米、新市場開拓用米等）は「需要に応じた米生産・販売の推進に関する要領」に基づく手続きが必要です。
- 交付対象面積はa単位です。（1a未満切り捨て）

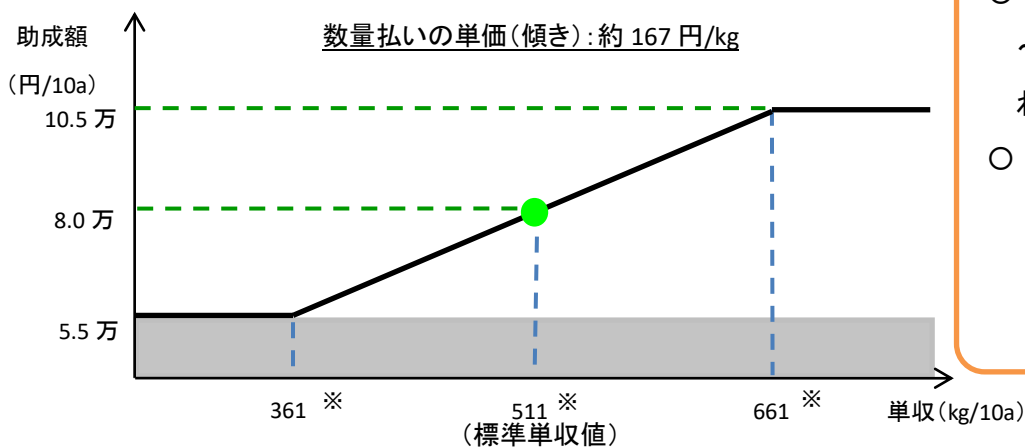
○ 畦畔や用水路（用水供給設備）がないため水田機能を有していない農地は交付金の対象外です。

（１）戦略作物助成

対象作物	交付単価
大豆、麦、飼料作物（※）	35,000 円/10 a ※播種しない場合 10,000 円/10a
WCS用稲	80,000 円/10 a
加工用米	20,000 円/10 a
飼料用米、米粉用米	収量に応じて 55,000～105,000 円/10 a

飼料用米は多収品種における単価を表示しています。一般品種では最大 85,000 円となります。

【飼料用米、米粉用米の収量と交付単価のイメージ】



- 収量に応じて 5.5 万円～10.5 万円/10a が交付されます。
- さらに、産地交付金の対象に該当する場合は、追加交付があります。

- ・ 数量払による助成については、農産物検査機関による数量の確認が必要です。
- ・ 表内※印は、十日町市の標準単収値に基づく数値です（作況により作柄調整が行われます）。

(2) 産地交付金

- 水田を活用し、収益力の向上に資する取組に対し支援を行う交付金です。
- 新潟県から配分される予算額の範囲内で、支援内容（交付対象作物・取組内容・単価）を設定します。
- 育成期間中の作物を除き、交付対象作物を作付けても出荷しなかった（できなかった）場合は、交付金の対象外です。
- 国や県との協議により、内容・単価等が変更になる場合があります。（3月1日現在）
- 所要額が予算額を上回った場合は、単価調整（減額調整）を行います。
- 4月以降に対象者へ配布する経営所得安定対策交付申請書と合わせて、取組内容を確認します。
- 11月中旬の実績報告で、取組ごとに提出書類が必要です。

① 作付支援（そば）

そばの作付けに対して、作付面積に応じて支援します。

交付単価	20,000 円/10a
交付要件	そばの出荷・販売を行うこと。
提出書類	出荷・販売を証明する書類の写し

② 収量向上支援（そば・大豆）

交付要件を満たして作付けた面積に応じて支援します。実績単収（10a あたりの収穫量）によって、交付単価が異なります。

対象者	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者	
交付単価 (目標単収)	そば 50kg/10a 未満	14,000 円/10a
	大豆 175kg/10a 未満	
	そば 50kg/10a 以上	17,000 円/10a
	大豆 175kg/10a 以上	
交付要件	単収を増やすために、圃場に適した排水対策を実施すること。	
提出書類	「栽培管理表（協議会指定）」と「排水対策を実施した写真」	

③ 拡大支援（そば・大豆）

新規または拡大した作付面積に応じて支援します。

対象者	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者
交付単価	14,000 円/10a
交付要件	①作付面積が前年より拡大した場合、新規に拡大した面積に追加支援する。 ②新たな取組者は、当年に限り支援する。
提出書類	出荷・販売を証明する書類の写し

④ 収量向上支援（飼料用米）

飼料用米の収量向上のため、多収性品種の作付面積に応じて支援します。

交付単価	4,000 円/10a
交付要件	多収性品種による飼料用米の作付けを行うこと。
必要書類	出荷・販売を証明する書類の写し 安定生産につながる取組を証明する書類の写し

⑤ 複数年契約支援（加工用米・新市場開拓用米）

3 年以上の複数年契約をした場合、作付面積に応じて支援します。

対象契約	加工用米：R5 契約分、R6 契約分、R7 新規契約分 新市場開拓用米：R7 新規契約分
交付単価	10,000 円/10a
交付要件	実需者等と 3 年以上の出荷・販売契約が締結されていること。 ※加工用米は低コスト生産支援との重複受給は不可 ※新市場開拓用米はコメ新市場開拓等促進事業の対象となっていること
必要書類	実需者との契約書の写し、出荷・販売を証明する書類の写し

⑥ 低コスト生産支援（加工用米、新市場開拓用米）

低コスト生産につながる取組をした場合、作付面積に応じて支援します。

交付単価	10,000 円/10a
交付要件	下記の項目から 2 つ以上取り組むこと。 ①直播栽培 ②疎植栽培 ③高密度播種育苗栽培 ④プール育苗 ⑤温湯種子消毒 ⑥効率的な移植栽培 ⑦作期分散 ⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり ⑨効率的な施肥 ⑩効率的な農薬処理 ⑪多収性品種の導入 ⑫コスト低減につながるスマート農業機器の活用 ⑬農業機械の共同利用 ⑭前年産から面積拡大 ※加工用米は複数年契約支援との重複受給は不可 ※新市場開拓用米は作付支援及び複数年契約支援との重複受給可
必要書類	出荷・販売を証明する書類の写し 取組項目の実施を証明する書類の写し

⑦ 生産性向上支援（米粉用米）

生産性向上につながる取組をした場合、作付面積に応じて支援します。

交付単価	10,000 円/10a
交付要件	下記の項目から2つ以上取り組むこと。 ①直播栽培 ②疎植栽培 ③高密度播種育苗栽培 ④プール育苗 ⑤温湯種子消毒 ⑥効率的な移植栽培 ⑦作期分散 ⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり ⑨効率的な施肥 ⑩効率的な農薬処理 ⑪多収性品種の導入 ⑫米粉用向け専用品種の導入 ⑬コスト低減につながるスマート農業機器の活用 ⑭農業機械の共同利用 ⑮前年産から面積拡大
必要書類	出荷・販売を証明する書類の写し 取組項目の実施を証明する書類の写し

⑧ 作付支援（新市場開拓用米）

海外などの新市場開拓を図る水稻の作付面積に応じて支援します。

交付単価	20,000 円/10a
交付要件	新市場開拓用米（国内主食用米・加工用米・備蓄米・飼料用米・米粉用米・醸造用玄米・種子用 <u>以外</u> の米穀）を作付していること。 ※コメ新市場開拓等促進事業の対象となっていないこと
必要書類	出荷・販売を証明する書類の写し

⑨ 高収益作物支援

対象作物を作付けし、出荷・販売もしくは収穫物を自ら加工し販売を行った場合に、作付面積に応じて支援します。

交付対象	19,000 円/10a （かぼちゃ・ねぎ・ユリ・小菊 30,000 円/10a）	
対象作物	野菜	えだまめ、かぼちゃ、アスパラガス、さといも、トマト、とうもろこし（食用）、青菜、なす、ねぎ、ブロッコリー
	花き・花木	ユリ（切り花用）、小菊
	山菜・その他	ウド、ぜんまい、わらび、マコモタケ
交付要件	通常の肥培管理により作付けし出荷・販売を行うこと。ただし、収穫を行うことができない生育段階の作物は、出荷・販売を問いません。	
必要書類	出荷・販売を証明する書類の写し、加工品の販売を証明する書類の写し 育成期間中の作物は、株苗等の購入伝票	

⑩ 二毛作支援（そば）

夏場に市場性のある地域振興作物の後作として、二毛作そばを作付けした場合に、作付面積に応じて支援します。

交付単価	22,000 円/10a	
対象作物	基幹作	⑨「高収益作物支援」の対象作物に同じ
	後作	そば
交付要件	基幹作の後作としてそばを作付け、両方の出荷・販売を行うこと。	
必要書類	地域振興作物とそばの出荷・販売を証明する書類の写し	

⑪ 生産性向上支援（飼料作物）

飼料作物を作付けし、生産性向上の取組をした場合、作付面積に応じて支援します。

交付単価	5,000 円/10a
交付要件	下記の項目から2つ以上取り組むこと。 ①土壌診断等を踏まえた施肥、土づくり ②コスト低減につながるスマート農業機器の活用 ③農業機械の共同利用 ④取組拡大 ⑤排水対策 ⑥中耕 ⑦耕畜連携 ⑧コントラクターへの作業委託 ⑨集積、団地化 ⑩飼料成分情報の提供 ⑪担い手が行う取組 ⑫不耕起栽培
必要書類	出荷・販売を証明する書類の写し

⑫ 生産性向上支援（WCS 用稲）

WCS 用稲を作付けし、生産性向上の取組をした場合、作付面積に応じて支援します。

交付対象	5,000 円/10a
交付要件	下記の項目から2つ以上取り組むこと。 ①直播栽培 ②疎植栽培 ③高密度播種育苗栽培 ④プール育苗 ⑤温湯種子消毒 ⑥効率的な移植栽培 ⑦土壌診断等を踏まえた施肥、土づくり ⑧効率的な施肥 ⑨効率的な農薬処理 ⑩コスト低減につながるスマート農業機器の活用 ⑪農業機械の共同利用 ⑫取組拡大 ⑬耕畜連携 ⑭コントラクターへの作業委託 ⑮集積、団地化 ⑯飼料成分情報の提供 ⑰担い手が行う取組 ⑱WCS 用稲専用機の活用
必要書類	出荷・販売を証明する書類の写し

経営所得安定対策加入者の対象作物ごとの助成額（水田 10 a あたり）

作物ごとの助成額は以下のとおりです。収入を試算するための参考としてください。

※単価に（ ）のある額は、調整中の見込み額です。国や県との協議により、内容・単価等が変更となる
ことが想定されます。

（単位：円／10 a）

対象作物	水田活用の直接支払交付金			合計
	戦略作物助成	産地交付金		
		使途名	単価	
そ　　ば	—	そば作付支援	20,000	20,000～ 51,000
		収量向上支援 （実績単収により2段階有り）	(14,000) (17,000)	
		新規拡大支援	(14,000)	
大　　豆	35,000	収量向上支援 （実績単収により2段階有り）	(14,000) (17,000)	35,000～ 66,000
		新規拡大支援	(14,000)	
飼　料　用　米	収量に応じて 55,000～ 105,000	収量向上支援	(4,000)	55,000～ 109,000
加　工　用　米	20,000	複数年契約支援 または 低コスト生産支援	10,000	20,000～ 30,000
米　粉　用　米	収量に応じて 55,000～ 105,000	生産性向上支援	10,000	55,000～ 115,000
新市場開拓用米	—	作付支援	20,000	10,000～ 30,000
		複数年契約支援【R7 新規契約分】	10,000	
		低コスト生産支援	10,000	
高収益作物	—	高収益作物支援	(19,000)	19,000～ 30,000
		高収益作物支援 （かぼちゃ・ねぎ・ユリ・小菊）	(30,000)	
二毛作支援	—	高収益作物・そば二毛作支援 （高収益作物＋そば）	(22,000)	22,000
WCS用稲	80,000	生産性向上支援	5,000	80,000～ 85,000
飼料作物	35,000	生産性向上支援	5,000	35,000～ 40,000

※ 畑作物の直接支払交付金については、申請者ごとの対象作物の収量・品質により異なるため、上表には記載していません。

※ 飼料用米における戦略作物助成については、多収品種の単価を表示しています。一般品種は最大 85,000 円の助成となります。

市単：複合営農促進事業

経営の安定と所得の向上を図るため、園芸作物による複合営農に取り組む場合、下記のとおり助成します。

- 認定農業者、認定新規就農者、生産組織（法人・集落営農）が対象です。
- 対象作物の5a以上の新規作付または面積拡大が要件です。
- 出荷・販売、通常の肥培管理が必要です。
- 所定の交付申請、実績報告が必要です。

1 複合営農促進機械等整備助成

対象作物を新規生産または生産拡大するために、栽培・加工・出荷に必要な作業用機具や付属機材等の機械整備に要する経費の一部を補助します。

対象作物	産地育成品目	かぼちゃ、ねぎ、ユリ・切り花（小菊等を含む）
	上記以外	上記以外の野菜・花卉・果樹（果物類）※山菜は除く
補助率	産地育成品目	事業費の1／3以内（事業費総額10万円以上） 【補助上限】法人：100万円 法人以外：30万円
	上記以外	事業費の1／4以内（事業費総額10万円以上） 【補助上限】法人：50万円 法人以外：20万円
補助対象	機械	交付対象作物を生産・出荷するために、必要な作業用機具・機器・付属機材等の購入費の一部を補助します。養液栽培用の機器も補助対象です。 汎用性の高い機械（トラクター、防除機、ブロードキャスター等）も対象です。
	資材	交付対象作物を生産・出荷するために必要なハウス等の資材費を補助します。 ※肥料・堆肥等は除く。
必要書類	【交付申請時】 ・ 機械等の見積書、パンフレット（カタログ） ・ 作付場所と面積が分かる図面 ・ 前年度の作付実績と令和9年までの作付け計画	
	【実績報告時】 ・ 導入した機械等の領収書 ・ 作業日誌、販売伝票の写し	

2 園芸産地化面積拡大助成

対象作物の前年度と当年度の作付面積を比較し、拡大分に対する種代経費を助成します。

対象作物	かぼちゃ、ねぎ、切り花（小菊等を含む）、ユリ（球根）
交付単価	かぼちゃ 16,000円/10a、ねぎ 19,000円/10a 切り花 26,000円/10a、ユリ球根 30,000円/10a ※他事業で種代補助を受ける場合は、上記金額との差額分を補助します。
必要書類	【申請時】 作付場所と面積が分かる図面 【実績報告時】 作業日誌、販売伝票の写し

各種問い合わせ先

内 容	問い合わせ先
経営所得安定対策	農林水産省 北陸農政局 新潟県拠点 ☎ 025-228-5290
経営所得安定対策 市単複合営農促進事業	十日町市産業観光部農林課作物振興係 ☎ 025-761-7144
収入減少影響緩和対策 (ナラシ対策)	J A 魚沼十日町基幹営農センター ☎ 025-757-1573
米の生産	参加されている各生産調整方針作成者へ
園芸作物の生産振興	J A 魚沼十日町基幹営農センター ☎ 025-757-1573
農地の異動・権利設定	十日町市農業委員会事務局 ☎ 025-757-3286
農作物共済・畑作物共済 収入保険制度	N O S A I 新潟 魚沼支所 ☎ 025-792-7077